

民法(債権関係)の見直しに伴う労働者災害補償保険法等の改正の概要

<背景>

- 平成21年10月に、法務大臣が民法(債権関係)の見直しについて、社会・経済の変化への対応、国民一般に分かりやすい民法という観点から、法制審議会へ諮問。

法制審諮問第88号(平成21年10月)

「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」

- 平成27年2月10日に、法制審議会において要綱案が決定。政府としては、要綱案を踏まえた民法改正法案を国会に提出する予定。同改正法案の中で、民法上の文言が改められること等に伴い、労働者災害補償保険法・労働保険の保険料の徴収等に関する法律についても、文言を改正。



<民法(債権関係)の改正に伴う労災保険法・労働保険徴収法の改正概要>

- 民法上の「時効の中断」が「時効の完成猶予・更新」に改められることに伴う所要の措置を講ずる。
- 民法上、時効の起算点について、客観的起算点と主観的起算点とが分けられることに伴い、労働者災害補償保険法・労働保険の保険料の徴収等に関する法律における時効の起算点が客観的起算点である旨明示する。
- 法定利率が年五分の固定制から変動制となることに伴い、労働者災害補償保険法に基づく保険給付と民法その他の法律に基づく損害賠償請求権との併給調整の際に用いる法定利率について、損害の発生時点の法定利率を用いる旨明示する。

民法改正法要綱(抄)

第7 消滅時効

1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

民法第166条第1項及び第167条第1項の債権に関する規律を次のように改めるものとする。

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- (1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- (2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

(注)この改正に伴い、商法第522条を削除するものとする。

6 時効の完成猶予及び更新

時効の中断事由(民法第147条ほか)及び停止事由について、同法第158条から第160条までの規律を維持するほか、次のように改めるものとする。

- (1) 裁判上の請求等
(略)
- (2) 強制執行等
(略)
- (3) 仮差押え等
(略)
- (4) 強制執行等及び仮差押え等による時効の完成猶予及び更新の効力
(略)
- (5) 承認
(略)
- (6) 催告
(略)
- (7) 天災等による時効の完成猶予
(略)
- (8) 協議による時効の完成猶予
(略)

第9 法定利率

1 変動制による法定利率(民法第404条関係)

民法第404条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。
- (2) 法定利率は、年3パーセントとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を一期とし、一期ごとに、(4)の規定により変動するものとする。
- (4) 各期における法定利率は、この(4)の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの(以下この(4)において「直近変動期」という。)における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合(その割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。
- (5) (4)に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が1年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を60で除して計算した割合(その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として法務大臣が告示するものをいう。

(注)この改正に伴い、商法第514条を削除するものとする。

2 金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則(民法第419条第1項関係)

(略)

3 中間利息控除

(略)

参照条文

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

第38条（略）

2（略）

3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に
関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第42条 療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、
療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等
給付を受ける権利は、二年を経過したとき、障害補償給付、遺族
補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、五年を経過
したときは、時効によつて消滅する。

附 則

第58条（略）

2（略）

3 障害補償年金差額一時金の支給を受ける権利は、五年を経過し
たときは、時効によつて消滅する。

4・5（略）

第59条（略）

2・3（略）

4 障害補償年金前払一時金の支給を受ける権利は、二年を経過し
たときは、時効によつて消滅する。

5・6（略）

第60条（略）

2～4（略）

5 遺族補償年金前払一時金の支給を受ける権利は、二年を経過
したときは、時効によつて消滅する。

6・7（略）

第64条 労働者又はその遺族が障害補償年金若しくは遺族補償年
金又は障害年金若しくは遺族年金（以下この条において「年金給
付」という。）を受けるべき場合（当該年金給付を受ける権利を有
することとなつた時に、当該年金給付に係る障害補償年金前払一
時金若しくは遺族補償年金前払一時金又は障害年金前払一時

金若しくは遺族年金前払一時金（以下この条において「前払一時
金給付」という。）を請求することができる場合に限る。）であつて、
同一の事由について、当該労働者を使用している事業主又は使
用していた事業主から民法その他の法律による損害賠償（以下単
に「損害賠償」といい、当該年金給付によつててん補される損害
をてん補する部分に限る。）を受けることができるときは、当該損害
賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

一 事業主は、当該労働者又はその遺族の年金給付を受ける権
利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付
に係る前払一時金給付を受けるべき時までの法定利率により計
算される額を合算した場合における当該合算した額が当該前
払一時金給付の最高限度額に相当する額となるべき額（次号
の規定により損害賠償の責めを免れたときは、その免れた額を
控除した額）の限度で、その損害賠償の履行をしないことがで
きる。

二 前号の規定により損害賠償の履行が猶予されている場合
において、年金給付又は前払一時金給付の支給が行われたとき
は、事業主は、その損害の発生時から当該支給が行われた時
までの法定利率により計算される額を合算した場合における当
該合算した額が当該年金給付又は前払一時金給付の額となる
べき額の限度で、その損害賠償の責めを免れる。

2（略）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

（時効）

第41条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、
又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によ
つて消滅する。

2 政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の
徴収の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）
第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。